

### 「**寡婦・特別寡婦・寡夫**」とは

所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に再婚をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方で受給者本人の所得が一定の要件に該当する方をいいます。詳しくは下表をご参照ください。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の有無	配偶者との関係	控除の区分	
500万円以下	男性	子 <sup>(※)</sup> がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡夫	
			婚姻歴なし	控除対象外	
	女性	扶養親族がいない	婚姻歴あり 死別・生死不明	寡婦	
			子 <sup>(※)</sup> がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	特別寡婦
				婚姻歴なし	控除対象外
			子以外の扶養親族がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡婦
500万円超	女性	子 <sup>(※)</sup> がいる	婚姻歴あり	寡婦	
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明		

※「子」は、他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額 48 万円以下の子に限ります。

## 税制改正による変更

税制改正により、「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」については、令和3年分の所得税源泉徴収より以下のとおり改正されます。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の有無	配偶者との関係 (※2)	控除の区分	
				令和2年分まで	令和3年分以降(※3)
500万円以下	男性	子(※1)がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡夫	ひとり親
			婚姻歴なし	控除対象外	
	女性	扶養親族がいない	婚姻歴あり 死別・生死不明	寡婦	寡婦
			婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	特別寡婦	ひとり親
		子(※1)がいる	婚姻歴なし	控除対象外	
			子以外の扶養親族がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡婦
500万円超	子(※1)がいる	子以外の扶養親族がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡婦	控除対象外
			婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡婦	控除対象外

※1：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。

※2：令和3年分以降は住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

※3「寡婦」・「特別寡婦」・「寡夫」の3種類であったものが、「ひとり親」(子がいる方)と「寡婦」(子がない女性)の2種類に変更となります。

上記改正は令和3年分の所得税源泉徴収から適用されますが、令和2年末の時点で改正後の「ひとり親」に該当する方は確定申告を行うことで、令和2年分の所得税についても「ひとり親控除」を受けることができます。詳しくはお近くの税務署にご相談ください。